

あきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、原油価格や電気・ガス料金等の高騰を受けている障害福祉サービス事業所等を支援するため、あきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、あきる野市補助金等交付規則（平成7年あきる野市規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、令和4年9月30日において、東京都又はあきる野市からの指定を受け、あきる野市内で別表に掲げる障害福祉サービス事業所等を運営する法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体等から同種の補助を受ける場合は、補助対象者としな

い。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 重油、ガソリン、軽油、灯油、都市ガス及び液化石油ガス（プロパンガス等）の燃料費
- (2) 障害福祉サービス事業所等における電気使用料金

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 同一建物に併設される介護サービス事業所等について、別に定めるあきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金交付要領に基づき交付を受ける経費
- (2) あきる野市の委託料等で賄われている経費

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表の左欄に定めるあきる野市内で提供する障害福祉サービス事業所等のサービス種別ごとの同表の中欄に定める補助額の合計額と同表の右欄に定める補助基準額の合計額とを比較して少ない方の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) あきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金計算書（様式第2号）
- (2) あきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金計算書にある燃料費等の補助対象経費が確認できる書類（領収書、帳簿の写し等）
- (3) その他、市長が必要と認める書類

2 補助金の申請期限は、令和4年12月23日とする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、交付することと決定したときはあきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないことと決定したときはあきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、市長に対して補助金の交付を請求するものとする。この場合において、第5条に規定する申請書兼請求書を請求書として取り扱い、交付決定日をもって請求日とみなす。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 市長は、補助対象者から第5条第2項に規定する申請期限までに同条第1項の規定による申請が行われなかった場合は、補助対象者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条の規定による交付決定を行った後、申請書兼請求書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書兼請求書の補正が行われず、補助対象者の責に帰すべき事由により補助ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該交付を行った補助金の返還を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年10月27日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和4年12月23日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定による申請がなされた補助金に係る第6条、第7条及び第9条の規定については、この要領の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条、第4条関係）

障害福祉サービス事業所等のサービス種別	補助額	補助基準額
施設入所支援（短期入所併設含む。）	（令和4年1月から令和4年9月までの補助対象経費の額の合計）× 20/120で得た額とする。 ※千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	100万円
共同生活援助（短期入所併設含む。）		20万円
短期入所		20万円
生活介護 就労継続支援 就労移行支援 児童発達支援 放課後等デイサービス		
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 計画相談支援 障害児相談支援 地域定着支援 地域移行支援		10万円

備考 補助対象者が同一の障害福祉サービス事業所等において次の各号に掲げるサービスを提供している場合は、それぞれ当該各号に掲げるサービスのうち、いずれか1つを提供しているものとみなす。

- (1) 生活介護、就労継続支援及び就労移行支援のうち、いずれか2つ以上のサービス
- (2) 児童発達支援及び放課後等デイサービス
- (3) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護のうち、いずれか2つ以上のサービス
- (4) 計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援及び地域移行支援のうち、いずれか2つ以上のサービス

あきる野市長 殿

所在地
申請者 法人名
代表者名

あきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金交付申請書兼請求書

あきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、あきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金交付要領第5条第1項の規定により、以下のとおり申請します。

また、第6条の規定による交付の決定があったときは、第7条の規定により、本申請書兼請求書を請求書として、以下の振込先に補助金の振込を依頼します。

補助金交付申請（請求）金額	円
---------------	---

振込先 金融機関名	銀 行								
	信用金庫		本 店						
	信用組合		支 店						
	農業協同組合		出張所						
種 目	普通 ・ 当座	口 座 番 号							
フリガナ									
口座名義									

- ※ 「ゆうちょ銀行」を指定する場合は、必ず振込用の店名・口座番号を記入してください。
- ※ 振込先の情報は、この補助金の交付目的以外には利用しません。

様式第2号（第5条関係）

あきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金計算書

法人名 _____

障害福祉サービス事業所等の サービス種別	事業所名称	補助基準額 (A)	令和4年1月から 令和4年9月までの 補助対象経費の合計額 (B)	(B) × 20 / 120 (千円未満切捨て) (C)	補助金交付申請金額 (A) と (C) を比較 して、少ない方の額
1				/	/
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					

備考 障害福祉サービス事業所等の同一建物に併設される介護サービス事業所等について、別に定めるあきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金交付要領に基づき交付申請する場合には、補助対象経費を按分し、又はいずれか一方に計上する。

年 月 日

様

あきる野市長



あきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金の交付については、あきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金交付要領第6条の規定により、以下のとおり決定したので通知します。

補助金交付決定額	円
----------	---

年 月 日

様

あきる野市長



あきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金の交付については、あきる野市障害福祉サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金交付要領第6条の規定により、以下のとおり交付しないことと決定したので通知します。

不交付の理由：